

1964年12月25日(第5回目)

1. 講演並びに懇親会時刻(午前10時45分～午後4時30分)

2. 应招議員は次の通りである。

被席	氏名	被席	氏名
1番	天久泰次郎	2番	比嘉冠一
3番	天久泰雄	4番	安政富盛
6番	仲村泰昇	7番	相原正義
8番	石田吉美	9番	寒川里美
10番	石又弘	11番	石伊佐繁
12番	大川昇	13番	伊藤真得
14番	仲村喜水	15番	宮城昌典
16番	宮星敏行	17番	伊藤貴光
18番	中里洋助	20番	伊藤昌盛
21番	吉瀬清次郎		

3. 不応招議員は次の通りである。

5番 石川真六 19番 武島行男

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第6条の規定により謹意説明のため出席したものは次の通りである。

市長	仲村泰昇	助役	具屋真徳
取締役	沢山一	総務課長	松川正義
財政課長	奥屋勝彦	住民課長	仲村泰信
民政課長	当山金喜	水道課長	國吉真義
経済課長	伊佐友誠	建設課長	島袋昌榮
消防課長	大城仁幸		

8. 懇親会事務局の出席者

局長 宮城光雄 時記島袋真由 知念善光

1964年12月25日(第5回目)

1. 聞證並びに散会時刻(午前10時45分~午後4時30分)

2. 応招證員は次の通りである。

講席	氏名	講席	氏名
1番	天久豪太郎	2番	比嘉定亮
3番	天久座雄	4番	安次富信
6番	仲村春果	7番	稻嶺正明
8番	石田英正	9番	安里繁
10番	又吉正弘	11番	石川真得
12番	大川昇	13番	伊佐昌
14番	仲村喜永	15番	宮城真
16番	宮里行	17番	伊佐貞寿
18番	中里幸助	20番	伊仲光
21番	古波藏潘次郎		

3. 不応招證員は次の通りである。

5番 石川真六 19番 武島行男

4. 出席證員は応招證員と同じである。

5. 欠席證員は不応招證員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により證事説明のため出席したものは次の通りである。

市長	仲村春勝	助役	吳屋真徳
収入役	沢し安一	総務課長	松川正義
財政課長	奥里将倫	住民課長	仲村春信
民生課長	当山全喜	水道課長	国吉真義
経済課長	伊佐友誠	建設課長	島袋昌兼
消防課長	大城仁幸		

8. 証会事務局の出席者

局長 宮城光雄 書記 島袋真由 知念善光

9. 諸事日程は次の通りである。
日程第6 一般質問
日程第7 宜野湾市印かん会場の設定について

議長～出席者15名であります。市町村自治法第53条の規定によりまして会議は成立致しました。よつて只今より本日の会議を開きます。（午前10時46分）

議長～再開致します。（午前10時50分）
一般質問を行います。13番、15番順に行います。

13番～ご質問致します。2項から行います。議院高鳴が提光地として庶民に譲り込まれる事になつております。そして毎日の朝は揚羽客が見えであります。目を瞑れるごとに多くなつります。来年の春頃からは沢山の人が那しま寄せるものと予想されますが、これにつきまして都落から色々な設置についての要望書が提出されてあると聞いております。如何様になつて居りますか、を説明願い委す。

議長～前に議題の都落から色々質問をしてくれと云う陳情書がありまして、理段階において出来るだけそれを進めておとどきいふんで農業会務所の方にお願いして設置してもらうと、休憩所とかその辺の設置、便所とか或はチリ箱とその他の施設についてもこれをからねるべく努力をして行きたいと感じますが、今度その沖縄の方からチリ箱が6個寄贈がありましたが、これも一つに仰うに持つて行く様に話してあります。尚休憩所としては今農業会の中にありますけれども、外にいわゆる手や足みた種な事になりますと家と土地の問題がありますし、今後よく研究したいと思つています。それから便所であります、一處これは初光洋の方とよく話し合いをして施設をやつてもらいたいとう思つております。尚この種の公園の計画についてに、その一部を公園にする根に手渡かけてとの皆んな英功することは今まで出来ることです。

9. 講事日程は次の通りである。

日程第6 一般質問

日程第7 宜野湾市印かん条例の設定について

議長～出席15名であります。市町村自治法第53条の規定によりまして会議は成立致しました。よつて只今より本日の会議を開きます。(午前10時46分)

議長～再開致します。(午前10時50分)
一般質問を行います。13番、15番順に行います。

13番～ご質問致します。2項から行います。那覇高地が觀光地として住民に親しまれる様になつております。そして毎日の様に觀光客が見えておりますが、日を重ねるごとに多くなりつつあります。来年の春頃からは沢山の人が沖し寄せるものと予想されますが、これにつきまして部落から色々な設備についての要望書が提出されておると聞いております。如何様になつて居りますか。ご説明を願います。

吉長～前に那覇の部落から色々な設備をしてくれと云う陳情者がありまして、現段階において出来るだけをこを進めておこうというんで展望台を政府の方にお願いして設置してもらうと、休憩所とかその辺の設備施設・便所とか或はチリ箱とその他の施設についてもこれから備えるべき努力をして行きたいと思ひますが、今度その神辺の方からチリ箱が6個寄贈がありますが、これも一つは向うに持つて行く様に話してあります。尚休憩所としては今展望台の中にありますけれども、外にいわゆるチャ屋みた様な事になりますと云うと土地の問題がありますし、今後よく研究したいと思つています。それから便所でありますが、一応これは觀光課の方とよく話し合いをして施設をやつてもらいたいとどう思つております。前のこの那覇の公園の計画については、その一帯を公園にする様に呼びかけてこの皆んな美化することは今でも出来るんです

がそれを指定公園じゃなしにこの施設公園といいますか
都市計画による前の土地の私有地としないということとそこ
に思いきつた施設を並べて行くことは出来ないんじやない
かと思う。そうなりますと云うと、区画整理でもつて
それだけの代替地をこの様なとありますから、うき地でも
つてあてはめる様な方向で並べて代替地をとりかえずいく
様な方法でないといふと獲得出来んし、すぐあれだけの
土地を全部市の予算で買上げて公園を作ると云うこ
とは今の所困難じやないかとこう思われます。羅敷高台
の施設については大体その様な考え方であります。

13番～ご要旨を申し上げます。朝から晩まで人の熱えたことは
強烈ございません。ときに土曜・日曜になりますと各学
校の団体が押し寄せて来ますし、現在向こうの高台の方
にトイレの施設がございませんのでスキの間々から雪
モチタがツンツンして観光地として相応しない様な状況
にございます。せめて外の施設は後に置わざわましてあ
トイレだけでも先客にやつてもらいたいことをご要望し
たいと思います。如何なもんでしようか。

市長～権力を濫用にそろ様に努力しないと思います。

1. 番～12番さんの質問にお答えする様は同様に最近特にその觀
光客が急増しつつあります。まあ論議が施設に対する
市の決算も実効に考慮しなければいけないと思いまますが
特に問題になつて心配な点は、一号線から觀光地に通づ
る道路の整備というものがまだ不充分のままでございま
す。これについて市長お詫びをして道路に対する許可が
あるかどうかありますなら一つその具体的な計画につ
いてお聴取願います。

市長～出来るだけ觀光バスの通る様な道路が早目に欲しいと見
て施設課長ともよく話し、又政府にも話し合を持つた
ことがあります。何時がお詫びしました様に今市のブ
ランの中には現われていないんですけれども、相談を新
潟に出来ました。

がこれを指定公園じやなしにこの準設公園といいますか
都市計画による所の土地の私有地としないとそこ
に思いきつた施設を持つて行くことは出来ないんじやな
いかと思う。そうなりますと云うと、区画整理でもつて
それだけの代替地をこの何んといいますか。うき地でも
つてあてはめる様な方向で持つて代替地をとりかえてい
く様な方法でないというと獲得出来んし。すぐあれだけ
の土地を全部市の予算で買い上げて公園を作る云うこ
とは今の所困難じやないかとこう思われます。彌敷高台
の施設については大体その様な考え方であります。

13番～で要望を申し上げます。朝から晩まで人の絶えたことは
現在ございません。ことに土曜・日曜になりますと各学校
の団体が押し寄せて来ますし、現在向こうの高台の方
にトイレの施設がございませんのでススキの間々から懸
テリックがパンパンして観光地として相応しない様な現況
にございます。せめて外の施設は後に回わされましても
トイレだけでも先にやつてもらいたいことと要望し
たいと思います。如何なもんでしようか。

市長～極力ご意見にそろ様に努力したいと思います。

1番～13番さんの質問にあります様に同地は最近特にその觀
光客が急増しつつあります。もち論觀光施設に対する
市の決意も充分に考慮しなければいけないと思いますが
特に問題になつています点は、一号線から觀光地に通ず
る道路の整備というものがまだ不十分のままでございま
す。これについて市長と致しまして道路に対する計画が
あるかどうか。ありましたら一つその具体的な計画につ
いてご説明願います。

市長～出来るだけ觀光バスの通る様な道路が早目に欲しいと思
つて建設課長とちよく話し、又政府にも話し合を持つた
ことがあります。何時かお話ししました様に今市のブ
ランの中には現われていないんですけれども、何時か前
方に申ましたハイ

前に出来した様バイヌ様、那覇から旧鉄道線路に沿うて、そして郵便の前から今のお供の方自にこの一帯の駅舎としてこの計画が参考官の方で考へられておる様にお話しがありましたので、この格は何でも政府の方で測量もしたという話ははあり密すけれども、又こちらの課長も呼ばれて補設にあずかつたといふことともあります。但時間から修正するか、又それがどういうふうにするかこれも測定と両方に生かがりますので、まだ決定的な話では出来おりませんが、その道路が出来れば、後交換が郵便の前から出来出する様に在れば、わざかく距離ですからそこの工事だけは、市の工事としても出来ると見て早目にそれが出来る様にこの政府の方にお頼いしたいとこう思つておりますが、なにしろこの道路を作る場合には、この前も郵便の都落行つてお話ししましたが、交換分合をしてみて様に年寄や女になりますと道路を併用の場合に非常に困難な問題があります、私の土地が渠から直つてしまふと為、或は今のままの道路でもいいとか、どうもその懇談会でとつさくい様な意見を述べる方多もおつたので、一応はプランが政府の画面も出来てそれに沿う様な道路計画の画面も作つて、そして交換分合で貴方の土地は今渠中から切れるけれども完了後はこの方にまちつとした土地を存えるんだというふうな所まで作らないというふく、そういう年寄や女の方の指導は嬉しいから、これから是目に政府のかん縁が出来たらそれから高台に向ける様の道路の計画を入れて同時に次の一帯の交換分合も区画整理も直ぐ進められる様な環録をしてもらいたいというとに私はから懇意に念を押してあります。が、補設課としましても区画整理やるべき所も沢山ありますし、又最も大切なこの駅舎が東北と西をどうするというふうな決定的な所まで来ていませんので、そういう話し合いで見てはまだ進んでおりませんが、おもしやる様になんと云つても親切を期えるには路地が完備しなければならんと思ひますので、極力その面についても努力して行きたいとこう考えております。

間に出来ました様バイオ線。那覇から旧鉄道経路に沿うて
そして新敷の前から今の年寄の方向にこの一号線の複線
としてこあ計画が参事官の方で考えられておる様にお話
しがありましたので、この件は何でも政府の方で調査も
したという話しさはありますけれども、又こちらの課長も呼ばれて
呼ばれて相談にあづかつたということもありますが、何時頃から着工するか、又それがどういうふうにするとこれ
も浦添と沖方にまたがりますので、まだ決定的な話
は出来ておりませんが、その道路が出来れば、後支線が
島牧の前から年寄出来る様になれば、わずかな距離で
からそこの工事だけは、市の工事としても出来ると思つて
早目にそれが出来る様にこの政府の方にもお願ひしたい
とこう思つておりますが、なにしろこの道路を作る場合
には、この前も新敷の部落行つてお話ししましたが、
交換分合をしてそして特に年寄や女になりますと道路を
作る場合に非常に困難な問題があります。私の土地が真
中から通つてしまふとか、或は今のままの道路でもいい
とか、どうもその懇談会でとつつきにいく様な意見を述べ
る方達もおつたので、私はプランが政府の圖面も出来
てそれに沿う様な道路計画の圖面も作つて、そして交換
分合で貴方の土地は今真中から切れるけれども完了後は
ここの方にきちつとした土地を与えるんだというふうな
所まで作らないというと、そういう年寄や女の方の指摘
は舞しいから、これから早目に政府のかん縫が出来たら
それから高台に向ける所の道路の計画も入れて同時にあ
の一帯の交換分合も区画整理も直ぐ進められる様な準備
をしてもらいたいということは私から課長に特に愈々押
してあります。相談としましても区画整理やるべき所も
所も沢山ありますし、又最も大事なこの新線がまだどこ
をどうするというふうな決定的な所まで来ていませんので
そういう話し合いにまではまだ進んでおりませんが、
おつしやる様にちゃんと云つても御光客を迎えるには路線
が完備しなければならんと思いますので、極力その面について
とても努力して行きたいとこう考えております。

1.6番～周連して質問強します。初みみでございまして、豊後の
都落むむこういうふうな難情が出てとむることを聞いて
おりますが、何時頃出された難情書であるか、どういう

計画書が盛られておるのかと龍胆をお願い致します。
市長～ちよつとそれについて枚々担当課の方に行つております。
のぞ課長の方に取つて来てもらつて説明してもらう様に

したいと思います。一然としてあります。それで御用意下さい
ればそれでよろしく、それで御用意下さい。

時長～暫休憩をます。(午前11時00分) すみません。

時長～暫休憩をます。(午前11時00分) すみません。

時長～再開致します。(午前11時03分) すみません。
1.6番～豊からの難情地の指針を受けて後の難情書が出来たと
おりませんから聞いておきますが、その難情書は今年に
就つてから出たのか、去年出たのか、最近になつて出た
のか。その計画はどういうふうな設計で盛られてあるの
かお聞かせ願いたいと要ります。とにかくお聞きがほ
へる方々へお聞きします。(午前11時03分) すみません。

市長～暫お待ち願います。(午前11時03分) すみません。

時長～暫お待ち願います。(午前11時03分) すみません。

3番～県今首長なんに豊の苦に取扱の難題が通るといふ難地
予報で区間整理による安堵分合をお尋ねの様である様で
あります。区間整理としてやられるもんであるのか。或は都計の一環としてやられるもんであるのか。その辺
お伺いしたいと思つてます。都計としてやる場合では、
その地図というふうにその道路計画は為されますが、区
間整理をやうじとになれば、そのそこからうき地とか、
そういう区間整理内の軽便で出来ると思いますが、今記
載の地図をいうのを為繪びつけて区間整理、安堵分合の
ことをお話をされられ音符であります。これ都計でや
るべきもんであるか、都計の一環としてやるべきもんで
あるか。或は区間整理としてやるべきお尋ねであるか。
お聞かせ願いたいと要つています。

市長～道路の工事もそれから区間整理も都計の一環としてやり

1.6番～関連して質問致します。初みみでございまして、鶴敷の
都落からこういうふうな陳情が出たということを聞いて
おりますが、何時提出された陳情書であるか、どういう
計画書が盛られておるのかご説明をお願い致します。

市長～ちよつとそれについて、担当課の方に行つております
ので課長の方に持つて来てもらつて説明してもらう様に
したいと思います。

議長～暫休憩致します。(午前11時00分)

議長～再開致します。(午前11時03分)

1.6番～鶴敷からの輿情地の指摘を受けて後の陳情書が出たと、
13番さんから聞いておりますが、その陳情書は今年になつてから出たのか、去年出たのか、最近になつて出た
のか、その計画はどういうふうな設計で盛られておるのかお聞かせ願いたいと思います。

市長～暫お待ち願います。

3番～只今市長さんは鶴敷の方に政府の幹線が通るという様な
予想で区画整理による交換分合をお考への様であります
が、区画整理としてやられるもんであるのか、
或は都計の一環としてやられるもんであるのか、その点
お伺いしたいと思うんです。都計としてやる場合には、
その補償というふうにその道路計画は為されますし、区
画整理ということになれば、このそこからうき地とか、
そういう区画整理内の処理で出来ると思いますが、今政府
の幹線というのを為結びつけて区画整理、交換分合の
こともお語しておられる様であります、これ都計でや
るべきもんであるか、都計の一環としてやるべきもんで
あるか、或は区画整理としてやるべきお考へであるか、
お聞かせ願いたいと思つています。

市長～道路の工事もそれから区画整理も道計の一環としてやり

たいと思います。そしてすべての路線を全部買上げ全部
看板で行つた場合にはおそらくこの仕事は建設局の宜野
湾市の財政では進められないのと、区画整理を免ぜずやつ
てそしてそれによつて、うき地の出る所はいわゆる被抜
取でもつてお互いの便利なように道を作らせることを、そ
のままの承認を得てこう進めて行きたいとこう思ひます。そ
れからすべてそれだけでは又進められませんので、いわ
ゆる幹線とか、早くやらなければならぬ大事は、
場合によつては権限をしてでも真先に作られんとする
工事を出て来ると思ひますが、今の所はほとんど区画整理
にこの計画にしましても区画整理による道路用地を取
つての計画を進めておられます。

3番～貝今市長さんがおつしやるのは区画整理の都合の一環と
云ふこととございましますが、結局都計の中にも区画整理と
か或は交換分合とか、自ら方法もございましようが、
この進め方に過ぎませじ、区画整理はその都合の中の一
環の仕事、そして幹線の道路は、これは大きな都計とし
ての政府の認可のもとにこつちから申請してある計画の
もとに幹線は引かれると長いですが、その場合に政府と
タイアップして、これはどこの都計も進められている様
でありますか、今先きお考えは一応区画整理によるう
き地の問題を処理してそういう面をあれから出したいた
いう御なお考えであるが、今後の幹線の方もそういうふ
うにお進めのお考えであるかどうかですね。

市長～只今の政府の予定している幹線というものは、それは被
害道路でありますので、これは政府の方方が買上げするか
又方法については、と云ふとすればどうするというのをはづ
つております。貝そな幹線が造つて後はその山本も運営
が予想つくならば、せめてその枝になる所ぞを整備しよ
うという所から懇談会をほつたのであります。あの辺
から見ると、区画整理をして交換分合でもやら
ないと言ふと、地主の反対は得らぬいかないと云う趣じ

たいと思います。そしてすべての路線を全部買上げ全部
補償を行つた場合にはおそらくこの仕事は現段階の官野
市財政では進められないで、区画整理を先ずやつて
そしてそれによつて、うき地の出る所はいわゆる減歩
率でもつてお互いの便利なように道を作らせることを地
主の承諾を得てこう進めて行きたいとこう思います。そ
れからすべてそれだけでは又進められませんので、いわ
ゆる幹線とか、早くやらなければならぬ様な工事は、
場合によつては補償をしてでも真先に作らねばならない
工事が出て来ると思いますが、今の所はほとんど区画整理
にこの計画にしましても区画整理による道路用地を取
つての計画を進めております。

3番～只今市長さんがおつしやるのは区画整理の都計の一環と
云うことでございますが、結局都計の中にも区画整理と
か或は交換分合とか、台んな方法もございましょうが、
この進め方におきまして、区画整理はその都計の中の一
環の仕事、そして幹線の道路は、これは大きな都計とし
ての政府の認可のもとにこつちから申請してある計画の
もとに幹線は引かれるるに届いますが、その場合に政府と
タイアップして、これはどこの都計も進められている様
であります。今先きのお考えは一応区画整理によるう
き地の問題を処理してそういう面をあわから出したいと
いう様なお考えであるが、今後の幹線の方もそういうふ
うにお進めのお考えであるかどうかですね。

市長～只今の政府の予定している幹線というものは、これは政
府道路でありますので、これは政府の方が買上げするか
又方法については、こことしてはどうするという案は持
つております。只その幹線が通つて後のその山までの
道路であります。それについては一応私道としても地主
が了解つくならば、せめてその扱になる所でも先にしよ
うという所から懇談会を持つたのであります。あの状
況から見ると、区画整理をして交換分合でもやらないと云うと、地主の言説は得られないなあと云う感じ

を持ったのであつて、いざそれをやつて自分の土地がまつぶたつに真ん中からこう通られるからいやだというふうな何が出ない様に相談を進めていく必要があるんじやないかというのでそういうふうに話してある訳であります。

3番～只今幹線の方は政府の計画でやられるということではありますが、大体マスター・プランも出来ましてそこに對して直接にこの政府の計画がそこに入り込んだということになれば自ら都計の幹線道路の変更ということが、復更或は都計の変更がえということが考えられる訳ですが、その面についてのご検討は始めておらてるでしようか。

市長～これはこのプランの変更にはなりません、いわゆるこのプランはあの臨時会で決つた通りであります。それの結局政府の何んとしては大説名からこつちら側は、いわゆる大山の上に来ると余り一号線に接近するから前のあの橋の前の何んとかという福がありますが、あの付近でこの5号線の所に上げた方がいいというふうなこれは参事官の話しを私聞いただけで又課長がこの補添も那頃も多分一しょになつて呼ばれたんじやないかと思いますがここでの話し合いを聞いたのでまだ図面も充分に見ておらないし、参事の大館さんがこの実地調査をして回つて来られた時から私の所でこういうことであつたということであります。

3番～じやその面におきましては、これ何時頃の話しであるかですね、例えは政府そういう幹線が通るとした場合には我々としてもその幹線に結ぶだけのある程度の計画変更幹線だけ生かして後の幹線といいうものを充分そこに考慮せんと、町の発展も出来ないと思いますが、何時頃その話しがあつたものであるかですね。聞いた範囲が何時頃であつたか。我々としてはこの前の話しにちょっと出ておつた様でありますが、まだそういう具体的な話しも聞いておらん訳でありますので。

市長～それはこつちの法定の決定がこちらのマスター・プランを出しますからどこでひつかつてあるかを調べたら大藏さん多喜官の前まで行つておるんだがどうもあそこの方で検討申だと云うことでありました。そうしたら大藏さんは今の方方のプランではこれはものたりないと宣野梅市の地形はよく知つている限りだが、大藏名から直ぐ大山の間を通しては一号線のあいまいというのもあまり接近し過ぎるのでこの2～3月前に私は現地も更に行つて調査したいと思うんだが、そのこれを修正するということになると又時間がかかる。このプランを修正するということになると時間がかかるので一応審議会で貴方方のこのプランはプランでこれぞいいから無だにはならんでもいいからどうしてもその彌歌の前の当りから上にあげて今の幸徳の付近に出して、コダツ石川への道は幸里へんからだつたならば、一等線を通りすに沿うる様な考え方で掛つて計画を進めた方が私はいいと思うと、そしてそれじや現地にいらつしやる場合にはどちらも出て張りもしますからと。いいえ私はあの辺はよう知つておる頃りだと思います。それで私と話して実は今日は行く積りだつたんだが今日も乗行はないから明日あさつて当りでもといつていましたが、それから一週間位してから届きました。

3番～御説明でございますかよろしくお手をお貸し下さい

市長～8月12日にお話し聞いておりますから、それから一週間位いして現地調査をして、又ここでもお話ししてあります。それから課長が肆ばれて話し合ひを終つたのが、10月12日になつております。

3番～はい分りました。

建設課長～先程の16番さんの御質問にお答えする意味で陳情書読み上げて見ます。嘉義高省公團社に係る諸施設につき首題の件について前、当局の配達による新津鶴鶴光村名所として指定をあずかねましたことをよく感謝申し上げ

市長～それはこつちの法定の決定がこちらのマスタープランを出してから政府の審議委員会がなかなか開かれんもんでですからどこでひつかつておるかを調べたら大嶺さん藤事官の所まで行つておるんだがどうもあそこの方で検討中だと云うことでありました。そうしたら大嶺さんは今の貴方方のプランではこれはものたりないと宣野市市の地形はよく知つておる様りだが、大嶺名から直ぐ大山の間を通しては一号線の渋いまいというのあまり接近し過ぎるのでこの2～3月内に私は現地も更に行つて調査したいと思うんだが、そのこれを修正するということになると又時間がかかる。このプランを修正するということになると時間がかかるので一応審議会で貴方方のこのプランはプランでいいから無だにはならんでもいいからどうしてもその轟敷の前の当りから上にあげて今の幸栄の付近に出して、コサ・石川への車は安里へんからだつたならば、一号線を通らずに行ける様な考え方を持つて計画を進めた方が私はいいと思うと、そしてそれじや現地にいらつしやる場合にはこちらも出て案内もします：ますからと。いいえ私はあの辺はよう知つておる積りだがと、それで私と話して実は今日行く積りだつたんだが今日もう行けないから明日あさつて当りでもといつていましたが、それから一週間位してから見えていました。

3 番～何時頃でございますか。

市長～8月12日にお話し聞いておりますから、それから一週間位にして現地調査をして、又ここでもお話ししてあります。それから課長が呼ばれて話し合いを持つたのが、10月12日になつております。

3 番～はい分りました。

建設課長～先程の16番さんの御質問にお答えする意味で陳情書読み上げて見ます。轟敷萬台公園かに伴の諸施設について首題の件について市・当局の配慮による新沖縄緑光園名所として指定をあずかねましたことを深く感謝申し上げ

ます。つきましては今後該地の實成発展のための都市計画事業の一環として、諸箇設計圖も着々とお送りして頂く様要請致します。と共に総合計画の一部としてさし当たり明細書を別添し宜しくご検察して真き実してお取りはからい下さい。謹お願い申し上げます。こういう文書であります。それで同説書という書類を添付してあります。嘉数公園在各種工事費算入目録を表工事。アスファルト板 ~~モ~~ 装、9000平方コンクリート板 ~~モ~~ 装の場合、500ドル、西側コンクリート板 ~~モ~~ 装300ドル、段差合2000ドル、休憩所2,400ドル、便所900ドル、給水施設1,500ドル、入日アーチ工事500ドル、計23,100ドル。これは見積書であります。公園在工事、とつ記佐謹書、入日板 ~~モ~~ 表工事。アスファルト板 ~~モ~~ 表工事の土面0.2m下、~~モ~~ 10ローラーで充分焼成、アスファルト板 ~~モ~~ 表装、厚さ5cmのアスファルトの板 ~~モ~~ 表装を施す。これは仕様書でありますので略したいと思います。これはその前に設計書が出来上つて来ております。設計書が6枚からなつて居ります。以上の様になつております。日附はも4年3月3日になつて居ります。

16番～去つた2月に陳信書が来いつて今大きなかな内容を開きましたけれども、非常に握り下げて技術者が検討した様な感じをする記でございますが、それとその後においてその陳信書にどういうふうな回答をされたかどうか。それからその都計と繋びつけで進める場合にどういうふうなその制光係に沿して努力をなされたかどうか。その点お聞きしたいと思います。

市長～今云つた様な仕事を進めるべく努力を致しました。いわゆる段差合ここに示された2,000ドルの段差合が欲しいということをあります。建か4,000ドル位いかつかつたと思いますが、そして排水渠としてもあの所には、那場の渠が渠を予定しておるんだが、ということでしたがあれがどうも年内に執行が出来そうにないかも。それじやこれでやろうと云うふうな相談でこう進めたんで

ます。つきましては今後該地の育成発展のための都市計画事業の一環として、路施設計画も着手とご推進して頂く様要請致します。と共に総合計画の一部としてさし当たり明細書を別添し宜しくご検察して頂きましてお取りはからい下さいます様お願い申し上げます。こういう文書であります。それで明細書という書類を添付してあります。雅教公園化各種工事概算見積書入口ほうう装工事。アスファルトほうう装。9000ドルコンクリートほうう装の場合4,500ドル、底面コンクリートほうう装300ドル、展望台2000ドル、休憩所2,400ドル、便所900ドル、給水施設1,500ドル、入口アーチ工事500ドル、計21,100ドルこれは見積書であります。公園化工事、とつ起仕様書。入口ほうう装工事、アスファルトほうう装工事の土面0.2m下、~~10~~ローラーで充分な圧、アスファルトほうう装、厚さ5cmのアスファルトのはう装を盛む。これは仕様書でありますので略したいと願います。これはその他に設計書が出てきております。設計書が6枚からなつてあります。以上の件になつてあります。日附は64年3月3日になつて居ります。

16番～去つた3月に陳信卿がおいつて今大まかな内容を聞きましたけれども、非常に掘り下げて技術者が検討した様な感じをする訳でございませんが、それとその後においてその陳信卿にどういうふうな回答をされたかどうか、それからその都計と結びつけて推める場合にどういうふうなその觀光課に対して努力をなされたかどうか、その点お聞きしたいと思います。

市長～今云つた様な仕事を進めるべく努力を致しました。いわゆる展望台ここに示された2,000ドルの展望台が欲しいということでありましたが、確かに4,000ドル位いかつたたと思いますが、そしては光輝としてもあの時には、那覇の旭がおかを予定しておるんだが、ということでしたがあれがどうも年度内に執行が出来そうにないから、それじやこれでやろうと云ふうな相談でこう進めたんで

すが、なかなか政府としても簡単にはさせないで、確かに年慶を賛成してまだあの作業をやつたと思うが、そのためには副主席までお願いして予算も賛成して頂いて総統改しました。

16番～長渕会の方は最初の通りでありますのでその以外の財務施設について観光課の見解としてどうお受けぞござりますか、例えば公衆便所のごとき、

市長～公衆便所については、とにかく今の所予算難で、次年度当りには考えて上げましようということでありました。

16番～これは何時頃でござりますか、うなじの方面で御質問ですか。

市長～9月頃、

16番～どなたか市長さんは行つた事ですか。

市長～私は行つて作つてもらいたいという所はして、考えましたと云うことでしたが、今度の予算で無理だというところはこれの郵便の場合に9月頃、現在の予算では無理だから次年度当りで考え直しやうというふうな課長への通事が多つております。

16番～もう一点陳情者に対してどういうふうな回答をされたかどうかお聞かせ願います。おおむねどうなりますか。

市長～まだこれについての回答はしていない段です。

16番～おそらく9ヶ月間も当つて地域の要望というのは、文書によつて出された以上は、執行期間は住民の意見をそんぞんとして文書で回答すべきだと思うんです、その点についての見解をお願いします。

市長～その住民の意見をそんぞんして、その方向で進めて来てお

すが、なかなか政府としても簡単にはさせないで、確かに年度を繰越してまでの作業をやつたと思うが、そのために副主席までお願いして予算も繰越して頂いて継続致しました。

1.6番～辰巳台の方は奥知の通りでありますのでその以外の附帯施設について御光碟の見解としてどうお受けでござりますか。例えば公衆便所のごとき。

市長～公衆便所については、とにかく今の所予算難で、次年度当りには考えて上げましようということでありました。

1.6番～これは何時頃でござりますか。

市長～9月頃。

1.6番～どなたか市長さんは行つた訳ですか。

市長～私は行つて作つてもらいたいという何はして、考え方をしようとしたが、今度の予算で無理だというところはこれのしつ工の辰巳台に9月頃、現在の予算では無理だから次年度当りで考えましょうというふうな課長への返事が参つております。

1.6番～もう一点開階者に対するどういうふうな回答をされたかどうかお聞かせ願います。

市長～まだこれについての回答はしていない訳です。

1.6番～おそらく9ヶ月間も当つて地域の要望というのは、文書によつて出された以上は、執行期間は住民の意をそん軒して文書で回答すべきだと雇うんです。その点についての見解をお願いします。

市長～その住民の意をそん軒して、その方向で進めて来てお

りですが、そういうことは自詭会長にも又、部落の方々にもよく話してありますので、もじ論文書で見たものは文書でやるべきのが当然であります、行く場合にも部落の人を一身上につれ出したこともありますし、又その状況についても、その都度お伝えしてありますので、今の所列に次第にはならなかつたんじないかとこう思つております。

1.6番～考え方の相違だと思いますけど、それだけ意欲を持つて
地域の発展をはがむうという住民の意思に対しては、僕
も喜んで貢献しては各会場を行つてその場合親睦会をなさ
ると思いますけれども、市の計画はこういうふうに進んで
いるところ、現在の折衝状況はこうであるということは文
書によつてなさるべきだと思ひます、だから見解でござ
います。

市長～今後は権力文書を持つて向こうに返事する様に取らね
いと思います。

12番～次に移り生ず。一号線が車のラッシュで交通がその限界に来ているんだと云うことでそれを緩和するのに複数道路が那覇から滑走路をへて市向きで新設設されるなどといふうわさを聞いております。畢竟でありますようか、真実であるとするならば、この複数問題について現在までの段階及び今どういう段階にあるかを説明願います。

市長～文書としてはここに参つておりますが、話しを開いていることは私も事実聞いております。それから段階については先些申し上げた様な段階であります。

13番～建設課裏にお伺いします。今度んに測量しつつある様に私も見受けておりますが、あれが如何なるものであるかで段階的に見えます。そして、その

りますが、そういうことは自治会長にも又、部落の方々にもよく話してありますので、もち論文書で来たものは文書でやるべきのが当り前でありますが、行く場合にも部落の人を一しょにつれ出した事もありますし、又その状況についても、その都度お伝えしてありますので、今の所別に失礼にはかななかつたんじやないかとこう思つてあります。

16番～考え方の相違だと思んですけど、それだけ意欲を持つて地城の発展をはかるうという住民の意思に対しては、翔え市長さんとしては各会場に行つてその場合説明をなさると思いますけれども、市の計画はこういうふうに進んでいると、現在の折衝状況はこうであるということは文書によつてなさるべきだと思ひます。だから見解でござります。

市長～今後は極力文書を併つて、向こうに返事をする様に致したいと思います。

16番～分りました。

13番～次に移ります。一号線が直のラツシュで交通がその限界に来ているんだと云うことでそれをあいまいにする為に複線道路が那覇から浦添をへて本市まで新設されるんだといううわさを聞いております。事実でありますか。事実であるとするならば、この複線問題について現在までの段階及び今どういう段階にあるかをご説明願います

市長～文書としてはここに参つておりませんが、話を聞いていることは私も耳聞いております。それから段階については先き申し上げた様な段階であります。

13番～建設課長にお伺いします。今届んに測量しつつある様に私も見受けておりますが、あれが如何なるものであるかを説明願います。

建設課長～11月の始め頃からパイプラインによる事業といたしまして路線を政府の方費によりまして測量やつている訳であります。それで奥今宿長さんからお話をなされましてのは、2月末までに平面図を作つて出しなさいということでありまして、これは三市村が一つになつて、一つのプランを作る訳です。一貫した平面図にして軍に当るうという訳であります。それで各地区ごとに地図で責任を持つて測量をしたいとこういうふうな内容になつていて現在実施中であります。それでこれは1月の10日位までには大体測量を完了致しまして、それで平面図を作成致しまして2月までにはどうしても政府には提出する様に現在進めてあります。

13番～真珠原の橋の方とあの5号線に出る所から都落沿いに毎日来ておる様でございますが、本市に新設される複線というのはあれだけですか。

建設課長～これは浦添の伊祖という部落の手前で二つに分れて宜野湾に入る様になつております。それで一つは当山、轟数をぬけて真珠原の5号線につながる訳であります。もう一つは下において日光イブラインの一部を借用しないで今度は大樹名の34号線の中間につながる様になつております。それでこれは一つの路線であります。どうしても水道においては、一本立てやなくして二本に渡して二本方がいいと都計上の都合もありますので、二本要るとして二本作る様になつております。

13番～もし新設されるもんだとするならば料員がいくらになりますか。

建設課長～これは料員は20人になつております。

13番～もし実施されるなら、料員何ですか。

建設課長～これは政府でうち合せた時も施工という問題は軍との關係がありまして、軍で援助になるか、政府の援助にな

建設課長～11月の船め頭からバイブルайнによる事業といたしまして路線を政府の方針によりまして測量やつてある訳であります。それで只今市長さんからお話をなされましたのは、2月末までに平面図を作つて出しなさいといふことであります。これは三市村が一つになつて、一つのプランを作る訳です。一貫した平面図にして軍に当ろうという訳であります。それで各地域ごとに地域で責任を持つて測量をしなさいとこういうふうな内容になつていまして現在実施中であります。それでこれは1月の10日位いまでは大体測量を完了致しまして、それで平面図を作成致しまして2月までにはどうしても政府には提出する様に現在準備しております。

13番～真栄原の橋の方とあの5号線に出る所から都落沿いに毎日来ておる様でございますが、本市に新設される複線といふのはあれだけですか。

建設課長～これは油添の伊和といふ部落の手前で二つに分れて宜野湾に入る様になつております。それで一つは当山、郡教をわけて真栄原の5号線につながる訳であります。もう一つは下において旧舟イブラインの一部を使用しないで今度は大崎名の34号線の中頃につながる様になつております。それでこれは一つの路線であります。どうしても本市においては、一本立じやなくして二本に渡した方がいいと都計上の観点もありますので、二本要経して二本作る様になつております。

13番～もし新設されるもんだとするならば幅員がいくらになりますか。

建設課長～これは幅員は20になつております。

13番～もし実施されるなら、何時頃ですか。

建設課長～これは政府でうち合せた時も施工という問題は軍との関係がありまして、軍で援助になるか、政府の援助にな

るかこれもまだ分つてない様であります。それで一応一つの画面が出来た後次の段階に進めるんじやないかと思います。それで一つ一つ押すというのが、日本政府の考え方であります。

議長～他に圓滑がなければ進みます。次はユラ番をした市長。

ユラ番～質問張します。日本政府とのキビ代問題の折衝の経過を詳しくと説明願います。

市長～キビ問題の折衝の経過を詳しくということになつておりますが、これはこの前私が本土に行つた時の経過報告があつた分だけしか私は覚わつておりませんので、詳しいことはその後私のそういうすじの人々からよく聞いたり新聞紙で見たりしただけしか分かりません。

もう一度この前私の行つた時の折衝を詳しくと云つても何もしてありますのでそれを一応思いうかべつつ申し上げますが、別に最初から折衝團として私頼わつた段じやなしに沖縄市長会が九州市長会に全員出席することになつてその日程打合せをしている所へ。市町村議長会長から必ずついでだから是非東京までは足を延ばして折衝團と一緒にいつになつて市長会の方も一緒に当つて欲しいという要望がありました。所が那精とコザの方は、半島がないからと云うよりは、外に日程が忙しいので行けないと云うことになつて、乃と宮古の平良市長と八重山の石垣がき市長、タ名は鹿児島から是非東京まで行つて一緒に折衝する様にした訳ですが、私が鹿児島出たのがユラ日でこちらから8月に鹿児島には行きました。鹿児島での九州市長会を済まして誰が土曜日に私はついたと思います。11月13日に出て14月について土曜日でよく日ユラ日曜日で官庁も開かないので16日に南方國地委員会に一応参加する様になつておりました。陳情団員はそこを見えたのは神祕議長会の代表と組合長会の代表それから最邊の代表、市町村会の代表と云ふふうな方が見えたりました。最初の日は吉田由紀子さんや、大継先生それからフチ上さんが向こうにいらつてしまふそれに接連

るかこれもまだ分つてない様であります。それで一応一つの画面が出来た後次の段階に進めるんじやないかと思います。それで一つ一つ押すというのが、日本政府の考え方であります。

議長～他に誤謬がなければ進めます。次は15番。

15番～質問致します。日本政府とのキビ代問題の折衝の経過を詳しくご説明願います。

市長～キビ問題の折衝の経過を詳しくということになつておりますが、これはこの前私が本土に行つた時の経過報告があつた分だけしか私は加わつておりませんので、詳しいことはその後私のそういうすじの人々からよく聞いたり新聞紙で見たりしただけしか分りません。
もう一辺この前私の行つた時の折衝を詳しくと云つてもメモしてありますのでそれを一応思いうかべつ申し上げますが、別に最初から折衝團として私加わつた訳じやなしに沖縄市長会が九州市長会に全員出席することになつてその日程打合せをしている所へ、市町村議長会長からいいついでだから是非東京までは足を延ばして折衝團と一緒に市長会の方も一緒に当つて欲しいという要望がありました。所が那覇とコザの方は、キビがないからと云うよりは、外に日程が忙しいので行けないと云うことになつて、八と宮古の平良市長と八重山の石垣市長、3名は鹿児島から是非東京まで行つて一緒に折衝する様にした訳です。私が鹿児島出たのが13日でこちらから8日に鹿児島には行きました。鹿児島での九州市長会を済まして那覇が土曜日に私はついたと思ひます11月13日に出て14月について土曜日でよく日15日日曜日で官庁も開かないで16日に南方同じ懇親会に一応出席する様になつておりました。陳情団員はそこには見えたのは沖縄市長会の代表と組合長会の代表それから農業の代表、市町村会の代表と云うふうな方々が見えておりました。最初の日は吉田ユウ延さんや、大浜先生それからフチ上さんが何こうにいらつしやつて、それに誤謬

農連のあそこに駐在している平良さん、それからこちらの組合長代議の農連からその代表として、今の農連会長の新の新かきさん、講習会とそれから組合長の方々は遅れておりました。16日にはまだつきませんでした。一方そこで折衝の方法を話し合つた訳です、立つ時にはその折衝の方法は皆んな知つてないのですどうか=いう方針でどう云う方針に合おうかといふ話し合ひを持つた訳であります。そこで非常に目つたのは田舎者に申し上申ますが、高畠土佐延さんが今の様な折衝方法では困ると云つておりました。と云うのは沖縄から帰つて来る数字はどうも統一取つた様な数字ではない。そして陳情団もさちきちにあたつている様だ。はなはだしいのになると云うと商売人まで連れで行つてある様なことがあります。それでとにかく統制が取られていないうちにおいてもさちきちで困つておるという話がありました。それじゃそれでほいかんからこれから折衝は一つにまとめておこうやないかとそこの話し合いに政府から要請がもう馬鹿に本土の方には出でている去年の要請が出ておる。いわゆるサトウキビの生産費ですね。農家の生産費は出でいる去年度の要請として13,25セントは出でている。それで要到底間に合わぬがら農民のドン当りのその値段がどうしても16,50セントは抜つでいかにやならんじやその16,50セントは生産費かかるということをどう説明するか。それを説明するには必ず去年よりも好収穫が上つていて肥料の値段が上つていてというふうな魚分との去年より今度の生産に余計金のかかるこれを拾い上げて、これで説明して行こう。そしてそれに読み上げた値段として、125円ですね。日本のこの辺で買ひ上げてもらう様に折衝しようとするので、その点で当つた訳であります。それで先ず当るのはその場合には市町村要会長、コサ市長も行けないと云つていましたが、かおを出していました。それから平良市長、それから農連のあそこの駐在官の平良てつさん、そういう方々と一緒に話し合ひしましたが農連代議はとにかく且貴様のストか何かがあつた為に遅れてその日にはこられたかつた。

農連のあそこに駐在している平良さん、それからこちらの組合長代表の農連からその代表として、今の農連会長の新の新かきさん。農長会とそれから組合長の方々は遅れておりました。1月15日にはまだつきませんでした。立つ瞬にはその折衝の方法を話しあつた駅です。立つ瞬にはその折衝の方法は皆んな知つていなかいのでどうぞいう方針でどう云う方達に合おうがという話し合いを持つた駅であります。そこで非常に困つたのは日ウバタに申し上げますが、吉田ユウ延さんが今のがんの種な折衝方法では困ると云つておりました。と云うのは神羅から来れる被字はどうも新一取つた様な被字ではない。そして陳情團もまちまちにあたつている被だ。はなはだしいのになると云うと商院人まで連れて行つてあたつている様なことがありますと、とにかく統制が取られていない数学においてもまちまちで困つておるという話しがありました。それじやそれではいかんからこれからの折衝は一つにまとめようじやないかとそこでの話し合いに政府から張羅があらう既に本土の方には出ている去年の米穀が出ておる。いわゆるサトウキビの生産費ですね。農家の生産費は出ている去年度の米穀として13,25セントは出ている。それでは到底間に合わないから農民のトン当たりのその値段がどうしても16,50セントに比掛つていかにやならんじやその16,50セント生産費かかるということをどう説明するか。それを説明するには先ず去年よりも労務費が上つているじ料の値段が上つてているというふうな色々この去年より今年度の生産に余計金のかかることを拾い上げて、これで説明して行こう。そしてそれに積み上げた値段として、115円ですね。日本のこの辺で買ひ上げてもらう様に折衝しようとする云うので、その点で当つた駅であります。それで先ず当るのはその鈴谷には市町村長会長。コソ市長も行けないと云つていましたが、かおを出していましたそれから平良市長、それから農連のあそこの駐在官の平良てつさん、そういう方々と一緒に話し合いましたが農務代表はとにかく日統機のストか何かがあつた為に遅れてその日にはこられたかつた。

そしてそれから2質問ずつと折衝にあたりましたが、
当つた方々はこの（とざなみ徳二）さん鹿児島出身の
でね、この人は非常に親切に世話をされていました。ど
うしても予算獲得にはもそのその民主党のそれの権
限をぎつていて人々を頼まにやいかんというので、
(とざなみ徳二さん)とか(さき山さん)とか、それ
から懇親長官。それからかん勝資源効率委員長の寺原
正勝さん、長谷川志郎さん、それからうす井懇務長官
それから三木幹事長・中山三郎とか、中山海吉こうい
う方を会うに非常に困りました。皆んな日程が何んで、
それぞとざなみさんがいろいろ電話でその人の日程を
尋ねてからに、今晩の日程はこうこうなっているから
何時頃あなたがたはどこのがん闘に立つておけば、そ
こに見えるはずだから入つてしまわない内に、すぐが
ん闘で名前を出してつかまえて、立ち話でもいいから
是非会いなさいというふうなかつこうぜ、その会わ
して戴きました。

15番～答弁中失礼ですが聞きたいのは市長さんの場合は確かに
今聞きして私も分つた訳ですが、確かに折衝のために
行かれて努力なさつたことは私も分つた訳であります
もう少しつづけ、もし牛尾代の折衝問題なんかやる場合
にはもつとじっくり資料を検討してもらつてですね。
参考してどの並いかかつておるのか、そういうつたものと
やらないでですね。只行きあたりばつたりな折衝やつ
てはこれは落ちがあかないです。私がいいたかつたの
はそれだつたんですが、その中で分つておりますし、
又組合長さんからも説明承りましたので、この質問は
これで終ります。

そしてそれから2日間ずっと折衝にあたりましたが、当つた方々はこの（とくなみ徳二）さん鹿児島出身のでね。この人は非常に親切に匡話して戴きました。どうしても予算獲得にはあそこのその民主党のそれの権限をにぎつている人々を頼まにやいかんというので、（とくなみ徳二さん）とか（ささ山さん）とか、それから総務長官・それからかん昧資源対策委員長の野原正勝さん、長谷川源郎さん、それからうす井総務長官それから三木幹事長、中山三郎とか、中山梅吉こういう方を会うに非常に困りました。盲んな日程が何んで、それでとくなみさんがいろいろ電話でその人の日程を尋ねてからに、今日の日程はこうこうなつてているから何時頃あなたがたはどこのげん間に立つておけば、そこに見えるはずだから入つてしまわない内に、すぐげん闇で名前を出してつかまえて、立ち話してもいいから是非会いなさいというふうなかつこうで、その会わして戴きました。

15番～答弁中失礼ですが聞きたいのは市長さんは場合は確かに今聞きして私も分つた誤ですが、確かに折衝のために行かれて努力なさつたことは私も分つた誤でありますもう少しだすね、もし半代の折衝問題なんかやる場合にはもつとじつくり資料を渡してもらつてですね。ましてどの位いかかつておるのか、そういうつたものとやらぬいでぞすね。只行きあたりはつたりな折衝やつてはこれはだちがあかないです。私がいたかつたのはそれだつたんですが、その中で分つておりますし、又組合長さんからも説明承りましたので、この質問はこれで終ります。

市長へようございますね。

15番～はい。

13番～関連しまして経済課長にお伺いします。キビ代の大はう落と農家は非常に不安を感じております。それで今後如何様にその農家を指導してゆかれるお考えか。その構想なんかございましたらお伺いします。

経済課長～沖縄において換金作物としての代表作はキビ作でございます。キビ作に従事する様ないわゆる換金作物としておりますが、まだ宜野湾市においては、土じよう關係でそういうことも出来ませんし、それから植段が今の所安くなっているということになつておりますが、それは何んとかこの営業方法によつては、今の15番位ですが、でも經營して行ける様なもんに持つて行かなければならぬと思います。それにはいわゆるキビ一辺通りでやられておりまして、採出しう～3回も採出している單収も今、現在下りつつある訳ですそういういわゆる單収も引上げ、それに従る又キビ一辺通りじやなくしていわゆる換金作物としては今の所キビだけですが、それに従るちく産とそれからそさい類、その他のものをいわゆる幅作でもつてやつて行かなければならぬやないかと思います。キビ作を全然やらないということになると、これは困ると思ひますので。それからいわゆる農業構造改良審査委員会の今までやつておりました。いわゆる農業構造改良小力化による運営方法ですね。そういうのもいわゆるすぐ今からやるというのちよと相当融資もかかりますので出来ませんが、この長い目で見てそういう方法でやつていきたいと思つています。それから特に今さけばれておりますのは、いわゆる日本から入つて来る県じゆ類そういうのがありますので、その防止策としても県じゆ関係の方も是非県政内に用地を使つての県じゆ関係ですね。そういうのも取り入れて結局キビ

1つから金を取るというんじやなくして、いわゆるまとめて取るのはキビですが、それより外からも持つて米てやるのがいいんじやないかと思う訳です。

13番～外にもう1点私が聞いた範囲内では函頭の今船に村あたりでキビに變る様な作物としてタビオカの城ばいが盛んになりつつあるというふうなうわさを聞いておりますが如何程の单収があるかもお分りでしたらお聞きかせ願います。

経済課長～タビオカの单収ははつきり分りません。

4 番～間違いました。現在市において反あたりの収益はいくらであるか。それから生産はいくらであるか。元き経課長の御説明の中にどうしても生産費を何んとか下げなくちやいかないという御説明がありましたが、どの程度まで市において可能であるか。それについてお伺いいたします。

経済課長～キビですね。キビの方は今我々が予想しておりますのは夏植えが9トン。それから春植えが5、2トン。それから秋出しが6、1トン位い見えております。平均にして今7トン位予想しております。

4 番～これは現在ですか。

経済課長～はい、64年期・65年期の今までの予想でござります。生産費といいましてもいわゆる大々的にやつているのは福島生産費は下つてくるし又小さい所では高くつくという訳でござりますので、今の所生産費がトン当たり仙額の数字は出しておりません。

4 番～春米の可能な限はどの程度まで可能ですか。

経済課長～それもまだ出しておりません。

4番～それもよつ研究して見て下さい。

経済課長～はい。

15番～経済課長さんにお伺いします。今農業改革審議の構成が
ありますか。大体その構成をかいづまで御説明願います

職長～暫休憩いたします。(午前11時50分)

職長～再開いたします。(午前11時55分)

経済課長～お答えいたします。農業構造改革審議の構成について
ということでおざいますが、いわゆる第1次産業及び特
に農業をどうしても振興して行かなければならぬのは
構成～構造改革審議じゃないかと思う訳です。といいま
すのはいわゆる現在している、いわゆる長地ですね。い
わゆる現ゆすりですか。制から伝わつたその土地はもう
しんでもはなさないという様ないわゆるそういうむかし
からの土地に対する愛着心といいますか、そういうこと
があつていわゆる今までそういうことは出来なかつた
んですが、とにかく農業構造改革審議を何すれば、いわ
ゆる今まで問題になつております。特にキビとか、いろ
んな方面の生産費を下げるというのは非常にこれが重点
じやないかと思う訳です。それでその農業構造改革審議
にはどういうのがあるかと申しますと、土地せんばんの整
備事業ですね。いわゆる土地を交換分合して、いわゆる
1ヶ所に集めてやる事業ですね。いわゆるそういうのが
ござりますし、土地改良事業としては区画整理事業、か
んがい配水事業地かんがい事業、そういうふうな事
とか、そういういわゆる事業をやつて、いわゆる農業構
造改革審議ということになつております。農業構造改革
審議をやれば結局これは農業構造改革審議の1番の目標
としては機械力を利活用しての農業ということになつてお

りますので、どうしても單価を下げるには機械力を入れてやる仕事には構造改修事業をやらなければならんじやないかと思う訳です。今憲真恵の方について説明申上げたいんですが、憲真恵の方は我々が考えていました、いわゆる山の底とか、そういうのも利用して、いわゆる構造改修事業をやるという我々の考え方でございましたが、政府の技術者と一緒に参った7月21日だつたと思つていますが、その時に憲真恵の現地を調査いたしました所いわゆる長崎港の技術者としては機械力を入れるにはどうしても平坦でなければならぬと、山半は単独事業で配水とか長道を作つてやれば何んとか傾しやがりますのでですね。傾しやの場合には何度以上には、いわゆる機械力を入れることは出来ないという。ある基準がありますがね、ある程度平坦である所に據つてこないと出来んじやないかというあれでですね。今まで我々が計画しておりました。いわゆる長田の方についている谷間の方はちよつと出来んじやないかというお話してございました。それぞ今商運局の東側になつております。もとより捨て場の後ですか、ああいう平坦だつたらいわゆる構造改修事業の目的とする機械力そういう事は出来んじやないかということであります。

12番～今の説明だけじや分りませんので、まとまつた御意がありましたら資料にして配つてもらいたい。

議長～暫休憩いたします。(午前11時58分)

議長～再開いたします。(午後12時)

12番～経済課長さんが出席しておられますので、開通するかと思ひますので、1点だけ質問いたします。公設市場の隣りの野さい葉荷所は何時完成しておりますか。

経済課長～はつきりした日はちよつと覚えてございませんが、7

月頃だつたと思つております。7月の中旬頃だつたと思ひます。

12番～あの種物が出来てから既に2ヶ月。あの種物は市の予算で出来ております。あの種物の見てた親旨が野さい作農家の便宜を図つて、そしてあの薬荷所に禁めていろいろ商売をさせようという趣旨のもとに建設されたと思ひますが、その使用方法については、使用は未だになされておりません。あの使用はどういうふうに何時頃からなさるつもりかお伺いします。

経済課長～ちょうど7月頃になりました野さいはちょうど度ない時期でございました。それで我々としてもどうしたらこの市場を早く販賣に利用出来るかというあれで何んですが、この農家の方々はその場合には少ない野さいを高く売るというあれで各店から店へかついで売つている様です、その市場に持つてくることが出来ない様であります。それから農連の中央市場も一応向こうの調査をしましたが、向こうの市場とこつちの市場とちよつと性質が違うような感じがした訳でございます。こつちは出生産地と結局消費するとの圧倒的するのが一語になつておる状態であります。向こうの方は結局は主に消費するのを中心で、豊見城の方面から全部持つて来て、向こうでいわゆる粗処理している訳です。

議長～暫休憩いたします。(午後1時5分)

議長～再開いたします。(午後1時7分)

4番～課長にお伺いします。この農業専攻官事務は市長の農業政策の一環として2～3年前に構思が打ち出されて以下その実現に努力をなされておるというふうに承わつておりますが、今度の沖縄座とう問題とも関連いたしまして早急にこの事務が実現するというふうな立場から大体

その見透しについて、この畢業が充分実現出来るかどうか。或は又太体何時頃具体的にこの畢業に着手出来るかどうか。その見透しをつけていらしやるならば簡単でよろしうございますのでお伺いします。

市長～簡単に申上げます。出来るだけこれが早く出来るようにしてもらいたいということは経済局にも話をして申上げてあります。何時出来るという見透しはまだつけられておりません。今四面を作つて今度は調査費を政府に持たして調査にはあたつている様であります。これが出来上るのは何時になるか私としても見透しはついておりません。

15番～3番の方に移ります。都市合併調査委員の選任についてでございますが、何故議員の中から選任をされたか、その辺を御説明願います。

市長～前に都市合併については、市として研究会が必要だとうので、研究会を持つたのであります。実際仕事をやるとなるとどうしても調査会がいるということで今度の委員会を充足した訳であります。これをそのメンバーが何故議員だけになつてゐるかとということにつきましては、いざ合併するということになれば、総局議会は1つの当事者としてこれを進めにやいかないので、調査するにもその人々が適当じゃないかというので今のメンバーを選んだ訳であります。

15番～この問題はですね。もち論その市長の方からしましては議員の要職にある人をやればたやすいかも知れませんけれども非常に重要な問題でありますので、いろいろな階層の人を調査委員にもつとその幅を広げましてやつてもらつた方がこの問題はもつとスムースに行くんじゃないかというふうに考えておりますが、外からの構成は考えておりませんか。

市長～今の所考えておりません。

19番～何か理由でもありますか。

市長～今の方々が適当でありますので、そう思うだけが理由であります。外に理由はありません。

19番～それが理由であればやむを得んでしょう。

3番～調査委員会のことが出ておりますから、関連して質問いたします。先きに4つの委員会が出来た様であります。任命されてもう既にかぶ合せもやつておると思つておりますが、それについてかぶ合せ程度で、我々としては大きな前回でも既にこういう問題を推し進めて行くという時期に来ておるんではないかと思いますが、それにつきまして、只委員会を作つただけでまだ助いている様な形勢はございませんが、市長としてこれを諮問にかける段階に来ておる重要な問題がおありであるかどうか。只委員会を設置して、そのままの放置の形では我々としては諮問の段階で来るんではないかと持つておりますが、まだ具体的に諮問案件もございませんし、只委員会を作つたというところでありますが、早急に今宜野湾市で片付けるべき問題が相当あると思いますが、市長としてどうい面をこの方々に諮問したいか。どういう委員会に直ちに動いてもらいたいかという面が大体あります。それで、その構想が或は具体的そういう諮問内容がありましたら、1つよろしくお願ひします。

市長～諮問の内容も具体的に準備して早く諮問委員会を活動させたいと思いますが、御承知の様に先足すると同時に引き続き選立問題からずつとこの議会まで統いて、今私の立場からいつ手も足も出ない様に出来たらこの日数でも半分にしてでも早くその問題に取つくみたいと考えております。各委員会についての何んであれば都計上の今の選立の問題、財産問題でも今後市有財産の管理の面、そ

の恒久の合併の問題にしてもすぐ調査もし、いろいろ検討もしなければならない問題が沢山あると思いますが、これこれをどうするというまだ具体的な対策までは練つておりません。

3 番～もう1点だけお伺いしますが、これは市長の諮問機関でございますが、しかし諮問に出すまでには、それ相当の職員がそれにつられて大体の案は練られると思うんですが、その具体的案が出来つつあるかどうかという意味でございます。市長としてはその案が出来て始めて諮問の段階に来ると思いますが、その段階に来ておるかどうかもう重要な時期だと私は思つております。

市長～具体的な段階までまだ来ておりません。こんな問題があるというだけであります。

3 番～各下級職員に対して、そういう諮問に応する様な派を練らせておるかどうか。その点お聞かせ願いたいと思います。各係り、係りがもう出ておると思いますが。

市長～各係り、係りにこうこういう何をしなさいという私の案をですね、練つてさすけたいんですが、まだそこまでは来ておりません。

3 番～まだ出来てないんですか。

市長～はい。

1 番～関連して質問申上げます。都市合併につきましては、今月になりまして政府から大臣内務局長始め関係者の方々とその三市村の市村長始め市議会議員の一部の方々が来て懇談会を待つておりまして、その懇談会におきまして来年の2月1日を一応目標に合併促進協議会を発足させるという様な大体の甲子年が出来ている状でございますそれにつきまして、市長として一応合併促進協議会の設

立につきましては基本的に賛意を表明している訳でござりますが、現時点におきましてこういつた問題が具体的な議論の対象となるべきではないかとおもふる所であります。それとも合併調査会につきましては、議会の発足に備えて充分なる資料検討をばくべく調査を命ぜる所であるかはつきりと意を表明して戴きたいと思います。

市長～何をはつきりする。

1番～現段階で具体的な問題はまださせまつてないという御答弁でありますので、来年の2月1日には合併促進懇談会といふものを満足せるという様な大体の話合いといふものを持たれた訳ですね。これは市長も御存じですね。この前の懇談会におきまして、そういつた時点に立ちながらですね、この問題につきましては何んら具体的問題が出てないというお考えであるのかですね。これは今の3番の質問と関連しておりますけれどね、少なくとも合併問題につきましては、時点にこうさせまつてある訳でござりますね。しかし市長はまだゆうゆうとしてお考えになつておられる訳ですよ。

市長～ゆうゆうとはしていません。最も議会が終るのを非常に待つてますが、お答えしますが、確に今の質問は調査会と促進委員会との関連どういうふうに考へておられるかというふうな事じやありませんか。

1番～そうです。

市長～懇談会の場合にも私の所ではもう合併するという所まで行つております。一応調査もして合併した方がいいという答えが出たら、これを促進する様な相手がある事でありますので、そういうふうに進めたいと思います。というふうに話をした訳であります。内務局の地方課長は、それはいいと外の方でも他でもこの調査会は必要

である。しかし各市町村単位の調査会を持ちながら、又三市村の代表でこれを促進する意味で連合の調査も必要であるので、必ず調査し或は促進委員会で調査したからといつて合併するという決定にはならない。場合によつてはならんかも知らないと。だから何も市が調査会を持つているから、今の所促進委員会は要らないということはどうかと思うので出来るだけそれはどちらにも市でも調査し又三市村一緒になつての調査も必要であるからといふたら、それを作つたらどうかと、そういうことであれば2月1日にその促進委員会を作ることも結構でしようと。それで市は市としての調査を進めつゝ又は三市村合併の促進委員会にも加わるというふうな考え方ではつまりしております。

1番～この場合にですね、せつかく市といたしましても合併調査会なるものを発足させている訳でございますので、これをふるに活用して取組ましてですね。この来る2月1日に発足する合併促進調査会に対処する、いわゆる心構えをですね。こういつた調査会を通じて縦密に予め調査させるという種な考え方もですね。さく当然じやないかと思う訳ですよ。従いまして、調査会は設置させたものの、自主的な調査でいいんだという考え方であればですね結局合併促進調査会そのものと調査会が個別な行動を取るということになりますが、そこに一貫性を欠くという事が考えられますので、よつてこの時点に立ちまして、積極的にこの調査会を活用して取組ましてですね。早目にこの問題が結論を見出す様に御尽力して取組みたいというふうに御要望申上げます。

16番～関連しますので、当局が提案した去つた予算議案において、附属機関の設置条例が議案で決定になつております附属機関設置という問題について必要性というた面から議案で決定になつておりますが、しかし私はその意欲について条例制定後半ヶ月になります。そして今の市長の答弁を聞きますと、まだその担当部署とか、職員に対し

て指示もしないということになりますと条例 자체がしんだ様なかつこうになる必居があつて条例制定を議会に出された以上は、それだけ充分なる誠意があつてしかるべきだと、しかし今の市長の答弁はまだ指示もしてない議会の終るのを待つておるというふうな軽率な答弁では困るところ思います。そういうた意味で何んのために条例を設定したのかという所に大きな意義があると思いますので、何にも宿示もしてないと議員には、ということは非常に大きな問題じやないかと思います。それについて市長の見解をお願いします。

市長～軽率でも何んでもありません。いわゆる組織をするにはそれだけの人選をし、そうしたらこちらとしてもちゃんとその殆どは急いで出来るだけのことはやつているんであります。そのままにそれを報告しただけで具体的な強制してからそれにかけるべく、こちらはその案を練つてあります。条例が出来たからおいそれといつてすぐだれもかれも委員に当たれば必ずこれをその規約等も充分研究してからないといかないので、今日に至つたのであつて、こちらとしては出来るだけの最善の努力をしております。

16番～附属機関というものはあくまでも市長の附属機関でございます。

市長～そうです。

16番～その機関を設置するためには必要性があるということを大きな意義があると思うんです。そして設定後条例制定後半ヶ月になります。6ヶ月

市長～何ヶ月なつてもこちらが誠意を述べてあたつている間はそのなまけているんじやないので、どうしたことかということについては私は、何も不そんな答弁だとは思いません。

16番～いや機関設置という問題につきましては、あくまでも市長の附属機関である以上、必要性を認めるからにはその問題は出て来るそして問題を出てから4つの結局は機関を作つた機関を作るためには、それ相当の職員に対して問題があるはず、それに対する、まだ指示もしてないということに私は問題があると思います。その問題を掘り下げてこういうことを検討せよということをいつてないということに問題がある訳でございます。それについての御見解をお願いします。

市長～私には何も問題はありませんよ、あなたが問題であればあなたの問題であるのであって、何も私には問題はありません。

議長～暫休憩いたします。(午後1時24分)

議長～再開いたします。(午後1時25分)

1番～市長が何をいわんとしているかは一応ある程度了解ですがございますが、しかし只今の答弁を聞いておりますとその審議会そのものに対する市長の職見が疑わされて来る訳です。自ら市長として制定する審議会に対して、そのビジョンを持ち合せはないということは、現在市長においては何のその指示も与えられない様な段階であるということを指付けする様でございますが、どういつた方向付けて審議会を持つに至つたかということを織りかえした場合におきましては、当然市長といいたしましては、審議会を発足させる以上はそこに何んらかのその指示を与えるべきのが根本的ないわゆる活動でございます。そういう時点に立ちながら現段階におきましては、審議会に対する何等見識を持つてないということになりますと、そこには審議会を信用するだけの意見がないということになるんじやないかと考えますよ。それにつきまして市長としては平常からですね、審議会を活用すべき問題点というものはあるはずなんですね。それがないということはいえないと私は思うんだがね。

市長～今具体的な案が出来ておらないということで、問題は何もないということはいつておりません。審議会にかける問題は何もないとはいっておりません。今人選をして、そして満足をしたばかりで、そしてそこにあてる所の諮問案を充分に具体的に練つて、これから早くその諮問委員会の活動をやつてもらうと思つておりますと。

1番～元程の御答弁の中にもですね、満足させたが私としては今非常に忙しいという様な内容の問題がございましたが、市長が单独でですね、当然でこれは、忙しいために、そういう市長を補佐するのを1つの諮問機関である以上はですね、充分にこれを活用することによつて市政の高揚を高めるというのが、その本来の目的であるはずなんですよ。従いましてせつからく条例で制定したもののはこれを効率的に運用することによつて市長の行政効果というのが高められて行くという様に考えておりますので、それを十二分に1つ活用させて戴きましてですね、早めにこれを活発化して具体化して戴きたいとこういうふうに考えております。1つ積極的に近々内に活動を開始してもらいたい。

議長～暫休憩いたします。（午後1時55分）

議長～再開いたします。（午後1時45分）

議長～只今休憩中に話し合いを持ちました様に、日程の変更をいたします。総務常任委員会に付託してありました。議案第52号、宜野湾市印かん条例制定についてを議題といたします。
本案は総務委員会に付託してありましたが、委員会より報告書が参つておりますので、一応事務局長をして朗読せしめます。

議長～総務委員長の報告を願います。

議長～御報告申上げます。本案は当委員会に付託され、昨日審査を行つた訳であります。報告書にも審査の経過及び内容については申上げてさざいますが、尚補足説明申上げます。本案は提案理由にもござります様に印かんの登録及び印か証明の交付の権限であります。従つて印かんは茲政全市民の財産監視及びその他の保護と或は権利の行使の面に使われるべく重要な役割を演ずる条例でございまして外の条例設定とは少しもむきを変えた角張から後附をした訳であります。従来の条例はいろいろな面で不備があり或は市民に対するまして不便を併せておつたという様なことがはつきりうかがわれ。その修正のため従来の条例を廃止して、新しく設定するという意図のもとに本案が提出されております。そこで委員会といいましたとしても審査の方法として当局の課長及び課務課長の出席を求めていろいろと調査し、専又の法令或は他市町村の条例等も参考にいたしまして多く条例に審査を行つた訳であります。その中で特に本会議においていろいろと問題にされ、専後附を頂きました所の条項においては、専当つこんだ後附をした訳であります。その結果報告書の通り原案を一部修正いたしまして、そして本会議において修正して可決すべきものと委員会では決定しております。~~その一部~~
その一部修正の理由につきましては、理由の所に記してあります。尚詳しい面につきましては皆さんの御質問にお答えいたしたいと思います。簡単ではありますが、御報告申し上げます。大変恐縮ですが理由の所に若干加入したい字がございますので、よろしく訂正御記入願います。（現行条例の矛盾不備な面を是正し、市民の権利保護と利便をはかる意図で修正すべきものであり、従つて印かん）の次に（証明書）を加入願います。

議長～暫休憩いたします。（午後3時59分）

議長～再開いたします。（午後4時）

議長～本案に対する質疑を願います。

総務委員長～御報告申上げます。本案は当委員会に付託され、昨日審査を行つた訳であります。報告書にも審査の経過及び内容については申上げてございますが、尙補足説明申上げます。本案は提案理由にもございます様に印かんの登録及び印か証明の交付の規程であります。従つて印かんは~~近~~民全市民の財産権利及びその他の保護と或は権利の行使の面に使われるべく重要な役割を果す条例でございまして外の条例設定とは少しもむきを變えた角段から検討をした訳であります。従来の条例はいろいろな面で不備があり或は市民に対しまして不便を負えておつたという様なことがばつかりうかがわれ、その是正のため従来の条例を擱止して、前しく設定するという意図のもとに本案が提出されております。そこで委員会といたしましても審査の方法として当局の担当課長及び総務課長等の出席を求めていろいろと調査し、尙外の法令或は他市町村の条例等も参考にいたしましてちく衆的に審査を行つた訳であります。その中で特に本会議においていろいろと問題にされ、尚検討を加えました所の条項においては、相当つづこんだ検討をした訳であります。その結果報告書の通り原案を一部修正いたしまして、そして本会議において修正して可決すべきものと委員会では決定しております。~~その~~その一部修正の理由につきましては、理由の所に記してあります。尙詳しい面につきましては首さんの御質問にお答えいたしたいと思います。簡単ではありますが、御報告申し上げます。大変恐縮ですが理由の所に若干加入したい字ぐがございますので、よろしく訂正御記入願います。（現行条例の不備な面を是正し、市民の権利保護と利便をはかる意図で改正すべきものであり、従つて印かん）の次に（証明書）を加入願います。

議長～暫休憩いたします。（午後3時55分）

議長～再開いたします。（午後4時）

議長～本案に対する質疑を願います。

18番～元きも問題になりましたが、4条でいう所の本人が登録申請に来ても本条の2項によつてやはり保証人を要求されております。その本人でありながら保証人を要求されるということは、先員も問題になりましたが、これについて尙委員会として検討されておるんだというふうなことがあれば御見明願います。

総務委員長～お答えいたします。充分検討を頂いております。本人自ら願出、或は申請したにかかわらず前そこに保証を要するという様なことが委員会でも相当問題になつた誤であります。じや分る確認の方法としてどうしても保証が必要だという当局の考え方であります。回りまして委員会としては一応一方は分る人、本人であるという確認出来る人は保証はつけなくていいと或は他の市民は是非つけなくちやいけないんだといった様な不公平な取り扱いというよりは、これはこの条例は市民平意の原則に立ちまして一応つけるならばつけるという事がいいんじやないかということで、一応は認めた訳であります。それに尚確認の問題でありますが、確認する出来る出来ないは当然当局の誠意によつていろいろな方法が今後取られるというふうに考えますが、いずれにしても今後のこの保証人をつけるという問題は市民同じ様な取り扱いで持つてそろそろすべきだという様な観点で一応はこの通りにしてあります。

18番～印かん登録業務そのものの重要性は認めるべきですが、その場合に本人の確認ということにもなる訳ですが、この規定を義務付けなくてはならないと、むしろ義務付けよりは当然行政行為をするには、その認定権はその事務官に与えるんだというふうな角度からすれば、むしろこの面は当該条例の適用は全市民を対象にする訳ですが、認定権を与えるんだという角度からの条文次にしたらといふうな考え方もうかぶ訳ですが、その辺の検討はされたかどうか、是非義務付けしなければならないという規程と、認定権を与えておいて、そこで条文をこうするんだというふうなことでよくはないかというふうな感じも

18番～先きも問題になりましたが、4衆でいう所の本人が登録申請に来ても本衆の2項によつてやはり保証人を要求されております。その本人でありながら保証人を要求されるということは、元々も問題になりましたが、これについて同委員会として検討されておるんだというふうなことがあれば御説明願います。

総務委員長～お答えいたします。充分検討を頂えております。本人自ら提出、或は申請したにかかわらず向そこには保証を要するという様なことが委員会でも相当問題になつた訳であります。じや分る確認の方法としてどうしても保証が必要だという当局の考え方であります。因りまして委員会としては一応一方は分る人、本人であるという確認出来る人は保証はつけなくてもいいと或は他の市民は是非つけなくちやいけないんだといった様な不公平な取り扱いというよりは、これはこの条例は市民平等の原則に立ちまして一応つけるならばつけるという趣がいいんじやないかということぞ、一応は認めた訳であります。それに向確認の問題でありますが、確認する出来る出来なのは当然当局の認量によつていろいろな方法が今後取られるというふうに考えますが、いずれにしても只今のこの保証人をつけるという問題は市民同じ様な取り扱いで持つてそうするべきだという様な観点で一応はこの通りにしてあります。

18番～印かん登録事務そのものの重要性は認めるべきですが、その場合に本人の確認ということにもなる訳ですが、この規定を義務付けなくてはならないと、むしろ義務付けよりは当然行政行為をするには、その認量権はその事務官に与えるんだというふうな角度からすれば、むしろこの面は当然条例の適用は全市民を対象にする訳ですが、認量権を与えるんだという角度からの条例文にしたらというふうな考え方もうかぶ訳ですが、その辺の検討をされたかどうか、是非義務付けしなければならないという規程と、認量権を与えておいて、そこで承認をこうするんだというふうなことでよくはないかというふうな感じも

うける訳ですが、その辺について御質問されたならば、
その辺について御了明をお願いいたします。

務務委員長～おつしやる通りこの条文は義務付けされております
又当然これは義務付けして、そしてその確認の方法については一応保証人であるかないかといった様な面も、只印かんを持って来た者が保証人だという様なこの確認の問題には、それだけ運行者に或は運行者に裁量を委ねておりますので、この条文としては、そういうふうに義務付けた方がいいんだというふうに考えての処理であります。

議長～暫休憩いたします。（午後4時23分）

議長～再開いたします。（午後4時24分）

議長～質疑もないようでありますので、これをもちまして委員会に対する質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がございませんので、左様決定いたします。

議長～本案に対する討論を求めます。

議長～討論省略の声がございますが、討論を省略することに御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がございませんので、左様決定いたします。

議長～では議案第2号、宜野湾市印かん条例の設定についてを没決に付します。
委員会案通り、原案を一部修正して可決することに御異議ございませんか。

うける訳ですが、その辺について御研究されたならば、
その辺について御説明をお願いいたします。

議務委員長～おつしやる通りこの条文は義務付けられております
又当然これは義務付けして、そしてその確認の方法につ
いては一応保証人であるかないかといつた様な面も、只
印かんを持つて来た者が保証人だという様なこの確認の
問題については、それだけ施行者に或は執行者に裁量を委ねてありますので、この条文とし
ては、そういうふうに義務付けた方がいいんだというふ
うに考えての処理であります。

議 長～暫休憩いたします。（午後4時13分）

議 長～再開いたします。（午後4時15分）

議 長～質疑もないようでありますので、これをもちまして委員
に対する質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ござい
ませんか。
(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、左様決定いたします。

議 長～本案に対する討論を求めます。

議 長～討論省略の戸がございますが、討論を省略することに御
賛成ですか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、左様決定いたします。

議 長～では議案第52号、宜野湾市印かん条例の制定について
を表決に付します。
委員会案通り、原案を一部修正して可決することに御異

議ございませんか。

(興議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、委員会案通り原案を一部修正して可決決定いたします。

議 長～暫休憩いたします。(午後 4 時 16 分)

議 長～再開いたします。(午後 4 時 29 分)

議 長～これをもつて全員議が終了いたしました。宜野湾市議会会規則第 3 条の規定により、会期を切りたいと思ひますが、御異議ございませんか。

(興議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、左様決定いたします。

議 長～ではこれをもつて、第 20 回宜野湾市議会定期会を閉会することにいたします。長期間どうもありがとうございました。

議 長～閉会(午後 4 時 30 分)

上記会議録の次第は書記が記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

1965年 / 月 26 日

◎議長　宜野湾市議会議長
議事録署名議員　太田洋次富盛博
議事署名議員　城糸行男

議 ございませんか。

(共議なしと呼ぶ)

議 長～御共議がございませんので、委員会案通り原案を一部修正して可決決定いたします。

議 長～暫休憩いたします。(午後 4 時 10 分)

議 長～再開いたします。(午後 4 時 29 分)

議 長～ここでをもつて全日程が終了いたしましたの、宜野湾市議会会規規則第 8 条の規定により、会期を打切りにいと思いますが、御共議ございませんか。

(共議なしと呼ぶ)

議 長～御共議がございませんので、左様決定いたします。

議 長～ではこれをもつて、第 20 回宜野湾市議会定期会を閉会することにいたします。長期間どうもありがとうございました。

議 長～閉会(午後 4 時 30 分)

上記会議録の次第は書記が記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

1968 年 1 月 26 日

宜野湾市議会議長

議事録署名議員

議事録署名議員

太田 勝也 次官監修
議事録署名議員
武田洋男